

様式第1号

宿泊税特別徴収義務者指定通知書							
住所（所在地） 特別徴収義務者氏名（名称） <div style="text-align: center;">様</div>	第 年 月 日 号 宮城県 県税事務所長 印						
あなたを宿泊税条例第9条第2項の規定により、下記のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。 この指定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、指定を受けた日から10日以内に、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。							
特別徴収義務者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名（名称及び代表者の氏名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所（所在地）</td> <td></td> </tr> </table>	氏名（名称及び代表者の氏名）		住所（所在地）			
氏名（名称及び代表者の氏名）							
住所（所在地）							
施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称又は届出番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可等番号</td> <td></td> </tr> </table>	名称又は届出番号		所在地		許可等番号	
名称又は届出番号							
所在地							
許可等番号							

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊税条例第10条第1項又は同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載は、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
	口座情報	支店名等	銀行					支店				
		口座名義人（カナ）										
口座種別		普通・当座・（ ）										
口座番号												
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
施設	許可等番号											
	種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 特区民泊 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業										
	（ふりがな）											
	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）											
	所在地 電話番号											
	概要	客室数	室			収容人数	人					
	経営開始（予定）年月日	年 月 日										
共同事業者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
住宅宿泊事業における管理業者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
書類送付先	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
備考												

- 1 複数施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。
- 2 口座情報欄に記載頂いた口座に特別徴収義務者交付金を振り込みます。



宿 泊 税 特別徴収義務者証

宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宮城県知事

Accommodation Tax Special Collection Agent Certificate

I hereby verify the manager of the following facility as an Accommodation Tax Special Collection Agent as designated by the Ordinance for Accommodation Tax.

Governor of Miyagi Prefecture

施設番号 999999999

Facility Number

様式第4号

宿泊税特別徴収義務者登録通知書		
		第 年 月 日 号
住所（所在地） 特別徴収義務者氏名（名称） 様 宮城県 県税事務所長 印		
あなたを宿泊税条例第10条第4項の規定により、下記施設における特別徴収義務者として登録しましたので、同項により通知します。		
特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地）	
施設	宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	
年 月 日	
宮城県 県税事務所長 殿	
特 別 徴 収 義 務 者	氏名（名称及び 代表者の氏名）
	住所（所在地） 電 話 番 号
宿泊税条例第10条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及 び代表者の氏名）
	所 在 地
	施 設 番 号
変 更 日 年 月 日	年 月 日
変 更 項 目	特別徴収義務者・営業許可・施設・共同事業者・書類送付先 口座情報・その他（ ）
内 容	変 更 前
	変 更 後

様式第6号

受付印

宿泊税経営 休止・再開・廃止 届出書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収
義務者

氏名（名称及び
代表者の氏名）

住所（所在地）
電話番号

宿泊税条例第10条第9項・第10条第10項・第10条第11項の規定により下記のとおり届け
出ます。

施設

宿泊施設の名称
又は氏名（名称及
び代表者の氏名）

所在地

施設番号

届出区分

休止 再開 廃止

休止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
(未定)

再開年 月 日

年 月 日

廃止年 月 日

年 月 日

受付印

宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	
施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	

宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、税宿泊税条例施行規則第7条第1項の規定により、再交付を申請します。



宿泊税納入申告書					
年 月 日					
宮城県 県税事務所長 殿					
特別徴収 義務者	氏名（名称及び 代表者の氏名）				
	住所（所在地） 電話番号				
宿泊税条例第11条第1項（宿泊税条例第11条第2項）の規定により、下記のとおり申告します。					
施 設	宿泊施設の名称又は 氏名（名称及び代 表者の氏名）				
	所 在 地				
	施 設 番 号				
年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額	
	課 税 対 象	泊	300円	円	
	課 税 対 象 外	泊	/		
年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額	
	課 税 対 象	泊	300円	円	
	課 税 対 象 外	泊	/		
年 月宿泊分	区 分	宿 泊 数	税 率	税 額	
	課 税 対 象	泊	300円	円	
	課 税 対 象 外	泊	/		

- 1 添付書類として、課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（「宿泊税月計表」等）を添付してください。
- 2 登録義務免除対象宿泊施設を除き、申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出をお願いいたします。

様式第9号

受付印

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収 義務者	氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	

宿泊税条例第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

施設	宿泊施設の名称又は 氏名（名称及び代表 者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	
	経営開始日	

特例適用開始を希望する対象月 年 月分（ 月末日納期分）以降

対象期 間の申 告等 の状 況	納入金の合計額	円
	特例適用者承認の取消	有（ 年 月 日 ） ・ 無
	加算金の決定	有（ 年 月 日 ） ・ 無
	県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無

※ 「対象期間」とは、特例の適用を受ける年度の前年をいいます。

様式第10号

受付印

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者
承認・不承認・承認取消通知書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

氏名（名称及び
代表者の氏名）

住 所
（所在地）

あなた（貴社）が 年 月 日付けで申請した宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例については、下記のとおり承認・不承認・取消しとしましたので、宿泊税条例施行規則第8条第3項により通知します。

特別
徴収
義務
者

氏名（名称及び
代表者の氏名）

住 所
（所在地）

施

宿泊施設の名称又
は氏名（名称及び代
表者の氏名）

設

所 在 地

施 設 番 号

処分の内容

- 1 指定します。
年 月分（ 月末日納期分）に係る申告から適用しました。
- 2 指定しませんでした。
（理由）
- 3 指定を取り消しました。
（理由）

一度適用を受けた方は、指定が取り消されない限り継続の申請手続は必要ありません。

様式第11号

受付印

宿泊税還付（納入義務免除）申請書			
年 月 日			
宮城県 県税事務所長 殿			
特別徴収 義務者	氏名（名称及び 代表者の氏名）		
	住所（所在地） 電 話 番 号		
宿泊税条例第12条第1項の規定により、宿泊税の還付（納入義務の免除）を申請します。			
施 設	宿泊施設の名称又は 氏名（名称及び代 表者の氏名）		
	所 在 地		
	施 設 番 号		
申 請 区 分	還付・納入義務の免除		
還付又は納入義務の免除 を受けようとする年月分	年 月宿泊分		
課税対象となる宿泊数	泊		
納 入 す べ き 税 額	円		
還付又は納入義務の免除 を受けようとする宿泊数	泊		
還付又は納入義務の免除 を受けようとする税額	円		
納入すべき税額のうち既に納 入 した 税 額	円		
申 請 理 由			
口 座 情 報 (還 付 の 場 合)	支店名等	銀行	支店
	口座名義 人(カナ)		
	口座種別	普通・当座・()	
	口座番号		

- この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。
- 還付が発生した場合は、記入いただいた口座に振込みます。

様式第12号

宿泊税の還付（納入義務免除）申請に係る通知書	
第 年 月 日 号	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
宮城県 県税事務所長 印	
あなた（貴社）が 年 月 日付けで申請した宿泊税の還付（納入義務の免除）について、下記のとおり決定したので、宿泊税条例第12条第4項により通知します。	
施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）
	所在地
	施設番号
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分	年 月 宿泊分
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数	泊
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額	円
還付又は納入義務免除をする宿泊数	泊
還付又は納入義務免除をする税額	円
申請どおり認めない理由	
備考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書

住所（所在地）
氏名（名称）

様

第 年 月 日

宮城県

県税事務所長 印

地方税法第733条の16・第733条の18・第733条の19の規定により、下記のとおり更正・決定・加算金決定したので通知します。
なお、不足金額③及び加算金額⑥は、同封の納入書で下記指定納期限までに、納入書に記載した場所に納めてください。

年度	更正・決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		指定納期限	年 月 日		決定年月日		年 月 日			
月 別	本 税				加 算 金						納入(納付)すべき額 ③+⑥ (円)	
	更正・決定額		既に納入の確定した額 ② (円)	差引増減税額 ①-② ③ (円)	申告書提出期限 申告書提出年月日	区分	基礎となる税額 (円)	率	決定額 ④(円)	既に納付の確定した額 ⑤ (円)		差引増減額 ④-⑤ ⑥ (円)
	課税標準となる 宿泊数(泊)	税額 ① (円)										
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月												
合 計												

- 延滞金は、申告納入（納付）すべきであった納期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額となります。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは納める必要はありません。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宿泊税月計表

施設番号		対象年月	令和	年	月分
施設名称					
日付	宿泊数(泊)				
	課税対象	課税対象外			
		6,000円未満	教育活動・外国大使等		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計	0	0			0

学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書		
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	() 泊
活 動 の 概 要	<input type="checkbox"/> <学校・幼稚園> <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 部活動 (※1) <input type="checkbox"/> その他の教育課程内の教育活動等 ()	
	<input type="checkbox"/> <保育所等の施設> <input type="checkbox"/> 行事 ()	
学 校 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
	<input type="checkbox"/> 保育所	
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設	
宿 泊 施 設 名 称		
課税免除対象の宿泊人数(※2)		
備 考		

※1 部活動とは、以下のすべての要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動などは含まれません。

- ・ 学校長が設立を承認した団体であること
- ・ 当該学校の教員又は職員が顧問として置かれていること
- ・ 年度ごとに作成する学校長が予め承認した教育活動に関する計画に基づき実施する活動であること

※2 課税免除対象の宿泊人数には、修学旅行その他の教育活動等又は保育所等の施設が主催する行事（満三歳以上の幼児が参加するもの）に参加している方及び引率の方が含まれています。

引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

なお、宿泊料金が6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、宿泊税条例第4条に規定する、修学旅行その他の教育活動等、又は保育所等の施設が主催する行事（満三歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____

登録義務免除対象宿泊施設届出書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことについて、下記のとおり届け出ます。

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載は、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
施設	許可等番号											
	種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 特区民泊 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業										
	(ふりがな)											
	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）											
	所在地 電話番号											
	概要	客室数	室	収容人数	人							
	経営開始 (予定)年月日	年 月 日										
共同事業者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
住宅宿泊事業における管理業者	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
書類送付先	氏名（名称及び代表者の氏名）											
	住所（所在地） 電話番号											
備考												

※複数施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。